

## 第2節 効力

### ◆第8条

(第三者のためにする損害保険契約)

**第8条 被保険者が損害保険契約の当事者以外の者であるときは、当該被保険者は、当然に当該損害保険契約の利益を享受する。**

#### 【条文の概要】

本条は、被保険者が損害保険契約の当事者以外の者、すなわち第三者である場合の契約について、当該第三者が損害保険契約の利益、すなわち保険事故発生時に保険給付を受ける権利を「当然に」取得する旨を規定するものである。平成20年改正前商法647条が「保険契約ハ他人ノ為メニモ之ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ保険契約者ハ保険者ニ対シ保険料ヲ支払フ義務ヲ負フ」と規定していたところであるが、本条は、損害保険契約が第三者のためにも締結することができることを前提として、被保険者が第三者である場合について当該損害保険契約の利益の帰属の点から規定している。

#### \*\*\*\*\* 論 点 \*\*\*\*\*

- 1 「被保険者が損害保険契約の当事者以外の者」の意義
- 2 「当然に当該損害保険契約の利益を享受する」の意義

#### 論点 1 「被保険者が損害保険契約の当事者以外の者」の意義

例えば、他人の物を保管している倉庫業者、あるいは運送業者が、その物について被保険利益を有する所有者又は荷送人のために火災保険契約又は盗難保険契約を締結することは有用であると考えられる。このように、被保険者が損害保険契約の当事者以外の者、すなわち保険契約者と被保険者とが異なる保険契約を第三者のためにする損害保険契約という。ある者が、第三者の代理人として損害保険契約を締結するような場合とは異なる。

ところで、平成20年改正前商法648条では、保険契約者が委任を受けないで

## ◆損害保険の保険料の支払

### 【概要】

保険契約では、保険契約者は、保険料を支払う義務を負う（2条3号）のに対し、保険者は、保険事故の発生を停止条件とする保険給付義務を負う（2条2号）。このことから、保険契約は、有償双務契約であると解される（山下友・保険法上83頁）。したがって、損害保険契約が成立した場合には、保険契約者は、保険者に対し保険料を支払わなければならず、第三者のためにする損害保険契約（8条）の場合においても、保険料支払債務を負うのは、保険契約者自身であり、第三者である被保険者ではない。ただ、第三者による債務の弁済は可能であるから（民法474条）、保険契約者以外の者（例えば被保険者）が保険料支払債務を弁済することは認められる。

保険料は、保険者の危険負担に対する対価として支払われるものであるが、通常、純保険料と付加保険料の2つの部分からなる。純保険料は、一定の期間（これを「保険料期間」という）における事故の発生率（危険率）を保険金額に乘じて算出されるものであり、支払われた純保険料は、将来、保険事故が実際に発生した場合の保険金支払のための原資として積み立てられる。これに対し、付加保険料は、保険者の一般管理費や営業費、調査費、代理店手数料等から割り出して算出されるものであり、保険制度の運用を行う保険者自身に対して、まさにその対価として支払われるものである。ただ、このように算出される保険料を実際に一定種類の保険契約に適用するには、原則として、内閣総理大臣の認可を受ける必要がある（保険業法4条2項4号、123条）。

保険契約の中心的な債務である保険料支払義務については、保険法上、格別の規定は置かれていないため、民法ないし商法の金銭債務に関する一般原則が適用されることになるが、保険約款では、保険料の支払時期や支払方法、義務違反の場合の効果等について、保険契約の特質に応じた規定が設けられているのが通例である。

損害保険の保険料の支払に関する論点としては、支払時期や方法、保険料支払と保険者の責任の開始、分割保険料の不払とその効果がある。

### \*\*\*\*\* 論 点 \*\*\*\*\*

- 1 保険料の支払時期
- 2 保険料の支払場所
- 3 保険料の支払と保険者の責任開始
- 4 保険料の支払とアフター・ロス契約
- 5 保険料の支払猶予と責任持ち特約

立場が基本的に採用されている。なお、高度障害保険金の支払を優先する約款規定について高度障害状態該当が争われた事例もあるものの（大阪高判平成12・10・31判時I752号145頁〔28061856〕）、その後に死亡保険金を優先させることと約款変更されたようである（坂本秀文「追加説明」保険事例研究会レポート177号（2003年）19頁）。

### ＼事例

被保険者が意思能力喪失状態になったため、その夫が保険者に相談し、成年後見制度の利用を勧められた段階で、被保険者が死亡した事案について、大阪地判平成17・4・19生判17巻328頁〔29010305〕（保険事例研究会レポート209号（2006年）1頁で紹介されている）は、「高度障害状態になった時点で、直ちに高度障害保険金の支払義務が生じるのではなく、『請求』により、受取人の意思が明示された場合に同保険金の支払義務が生じる」とし、請求が被保険者の生前になされていなかったことを理由として死亡保険金支払を有効と判断した。事案の結論としては妥当であるが、論理構成には疑問の残るところである。

また、死亡保険金の支払後に、高度障害保険金請求の侵害を理由として不法行為（民法715条）による損害賠償が請求された事案について、東京高判平成27・6・23平成27年(未)1172号公判物未登載（保険事例研究会レポート325号（2019年）12頁及び同332号（2020年）5頁で紹介されている）は、「保険金支払事由として、被保険者の死亡と所定の高度障害状態を並列的に記載しており、高度障害状態該当後に死亡した場合、いずれの保険金も請求可能であり」「死亡保険金の支払により高度障害保険金請求権が消滅……するには、本件保険契約の合意内容である約款の定めに基づく効果であり、このような約定を無効とする規定は保険法にもその他の法令にも存しない。このことは、高度障害保険金の受取人と死亡保険金の受取人が異なる場合でも同様である」と判示した。

### 論点 ② 支払事由としての高度障害状態

高度障害保険金は、一般的な約款によると、契約締結又は復活の際の責任開始の時以後の原因によって、被保険者が次の高度障害状態になったときに支払われる。これらの事由は、生命保険会社の傷害特約の身体障害等級表では第1級とされる事由に対応している。以下では、支払事由のうち、高度障害状態について検討する。契約成立前発病不担保条項については、「疾病保険」の解説を参照されたい。